

◆児童扶養手当

現在受給中の方も、毎年8月に現況届の提出が必要です。

対象 ・父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子ども※を育てている方
・子ども※を育てている父または母に一定の障がいがある方
※子ども…18歳になった年の年度末（3月31日）までの子。
子に一定の障害がある場合20歳未満まで。

申請 随時受付中 ※認定となった場合、申請月の翌月分から支給します。
手当は年6回（奇数月）にその月の前月分まで支給します。

支給金額（所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。）

子どもの人数	月額（全部支給※）	月額（一部支給※）
1人の場合	43,160円	43,150円～ 10,180円
2人目加算額	10,190円	10,180円～ 5,100円
3人目以降加算額	6,110円（1人につき）	6,100円～ 3,060円（1人につき）

※所得が制限額未満の場合、手当額は全部または一部支給となります。詳しくはお問い合わせください。



◆特別児童扶養手当

現在受給中の方も、毎年8月に所得状況届の提出が必要です。

対象 精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方

申請 随時受付中 ※認定となった場合、申請月の翌月分から支給します。

支給内容 手当は1年に3回、4月・8月・11月に、前月分までの4か月分ずつ支給します。

支給金額（所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。）

障がいの状態	月額（1人あたり）
1級（重度）	52,500円
2級（中度）	34,970円



◆ひとり親家庭等医療費支給

医療保険制度で医療機関にかかった場合の医療費を支給します。

対象 母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭、父または母に一定の障がいがある家庭の方

申請 随時受付中 ※認定となった場合、申請日以降の医療費が対象です。

支給方法 「こども医療費」と同様です。右記をご参照ください。
※所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。



子育て関連制度・手当



申請・問合せ 子育て支援課 子育て支援担当 内線265・279

◆児童手当

現在受給中の方も、毎年6月に現況届の提出が必要です。

★現況届は、6月中旬に発送予定です。



対象 0歳から中学校修了前の子どもを育てている方

申請 随時受付中 ※認定となった場合、原則申請月の翌月分から支給します。

手続方法 お子さんが生まれた時、他の市町村から転入した時は、現住所の市区町村に「認定請求書」の提出（申請）が必要です。（公務員の方は勤務先に提出）

支給内容 手当は1年に3回、2月・6月・10月に、前月分までの4か月分ずつ支給します。

支給金額（所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。）

子どもの年齢等	月額
0歳～3歳未満（一律）	15,000円
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
3歳～小学校修了前（第3子以降）	15,000円
中学生（一律）	10,000円

※受給者の所得が所得制限額以上の場合は、月額一律5,000円（特例給付）です。

◆こども医療費

医療保険制度で医療機関にかかった場合の医療費を支給します。

対象 町内に住所があり、中学校修了までの子ども（国民健康保険または社会保険などに加入している）を育てている方

届出が必要な方

- ・資格変更した方（町内での住所変更や加入保険の変更など）
- ・資格喪失した方（町外への転出・生活保護受給など）

※届出が遅れたことで支給金が多く支払われた場合、返納していただくことになります。

支給方法（ひとり親家庭等医療費支給も同様）

保険診療医療費一部負担金を対象に支給します。

①町内医療機関の場合（柔道整復師等除く）

医療機関の窓口で受給資格証を提示（窓口支払い不要）

※保険外診療分と「日本スポーツ振興センターの災害共済給付」の請求をされる場合は、支給対象外です。

②町外医療機関の場合

申請により支給します。医療費の領収書を「診療月・医療機関※・入通院別」に分けて、それぞれに申請書を作成して役場に提出してください。

※総合病院の内科と歯科は別々に申請してください。

（領収書は5年間有効。領収書の提出は診療月の翌月から有効期間中にお願いします。）

お願い

緊急の場合を除き、平日の診療時間内で受診し、同じ病気で複数の医療機関を受診することを控えるなど、医療機関への適正受診と、ジェネリック医薬品の利用にご理解とご協力をお願いします。

